

平成28年(モ)第4041号 保全異議申立事件

(基本事件:平成28年(ヨ)第154号仮処分命令申立事件)

債権者 部落解放同盟 外5名

債務者 示現舎合同会社

保全異議準備書面(3)

平成29年1月5日

横浜地方裁判所第3民事部保全係 御中

債務者 示現舎合同会社  
上記代表者代表社員 宮部 龍彦

第1 「平成28年版 人権教育・啓発白書」について

1 御庁からの文書の提示は本来弁論主義に反すること

「平成28年版 人権教育・啓発白書」(以降、「白書」という)が、どのような趣旨で御庁から提示されたのか不明であるが、民事訴訟法第219条の手続きを経していないことから、少なくとも白書が書証に該当するものではないと理解する。

また、白書は法律の内容や法律の解釈に係るものでもない。

とすると、白書は本件保全異議申立てに係る決定の判断を左右するものではないのだから、本来は債務者が意見を述べるような対象ではない。

しかし、あえて意見を述べる。

2 法務省がインターネット上の「特定の地域を同和地区であると指摘する」情報の削除をプロバイダ等に要請していることについて

これは法律上の根拠がないだけでなく、法律によって強制することが現実的に不可能である。

そもそも、インターネット上で同和地区の地名を書いてはいけないといった風潮が生まれたのは、債務者が知る限り、次のような経緯だったと認識している。

2000年頃に電子掲示板「2ちゃんねる」管理人の西村博之が岡山県の解放同盟関係者との申し合わせで、同和地区名が掲示板に書き込まれたら削除するというルールを作った。それ以来、「2ちゃんねる」に同和地区名が書かれたら、法務局等が削除要請すれば「2ちゃんねる」は自主的に削除するようになった。

当然、これは「2ちゃんねる」のルールに過ぎず、法務局の削除要請も任意の協力要請に過ぎない。しかし、当時はインターネット上の「表現の自由」にからむ問題の震源地の多くは「2ちゃんねる」で、有名な裁判もあったことから、「2ちゃんねる」の削除基準の全てに法律的な背景があり、「2ちゃんねる」のみならずネット全体のルールであるかのような誤解が広まった。

インターネットが普及し始めて間もない頃から、個人の部落問題研究家、部落解放同盟の支部などがウェブサイトを開設し、そこに同和地区の地名が掲載されていることは普通にあった。また、地方公共団体のウェブサイトで「同和対策」「地域改善」に係る資料に部落名が書かれていることもよくあった。

今でも一般社団法人部落解放・人権研究所が同和地区の地名が書かれた文献を大量にインターネットで公開しているし、様々な大学・研究機関・図書館のウェブサイトでも同様の資料が無数に公開され、むしろ増えている。

そこで、法務省は「不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で」という要件を必ず付けている。

しかし、何をもって「不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的」と言えるのか、判断が容易でない。同和地区名が掲載された学術的に重要な文献が多数存在する中で行政が主体となってそのような事を行えば、まさに検閲であり、学問の自由の侵害である。

また、「差別を助長するような言論をなす者があつたとしても、これを公権力によって抑圧することが適法かどうかは全く別の問題である。言論に対しては言論をもってすべきが現代社会の常法であろう」とした加須市長選挙無効事件(判時806号)の高裁判決の趣旨にも反することであり、議論したり共に考えたりするのではなく、単に「黙らせる」という極めて安易で「頭の悪い」解決方法である。

平成28年12月1日参議院法務委員会でインターネットを所管する総務省総合通信基盤局電気通信事業部長は「インターネット上において特定地域を同和地区と掲載する行為に対しては、同様に削除を請求することができるのでしょうか」との質問に対し、できない旨を答弁している(乙57)。同委員会では法務省人権擁護局長が「不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的」という語句を用いているのも見ることができる。

少なくとも債務者は「不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的」で特定の地域を同和地区であると指摘したことは一度もない。

### 3 人権侵犯事件数について

これは全国の法務局が「同和問題に関する人権侵犯」として処理した件数で、率直なところ、この数字だけで何かを読み取ることは無理と考えられる。

しかし、これが「部落差別は深刻だ」という根拠とされ、「～であるとはいえない」「～であることも否定できない」といった言い回しを多用した判決書で、同

和事業に絡む情報の公開を阻む理由とされてきたことも事実である。

そもそも債務者は「部落差別は解消されたのだから同和地区名を公開しろ」と言っているのではなくて、「まだまだおかしな地域があるのだから、地名を出せないなら議論にならない」「同和事業をやっていた時代に地方公共団体や解放同盟の関連団体は同和地区の場所が分かるような文書をばらまいていたのだから、今さら部落を公開すると部落差別が助長されるという因果関係は成り立たない」と言ってきたのである。

また、本件は純然たる民事訴訟であるのだから、行政機関である法務省が何を行っているのかは無関係である。

それでも、あえて意見を述べるため、白書の数字だけではあまりに不十分であるから、法務省によって次のアドレスで公開されている平成18年以降のデータを分析した(乙58)。

[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei\\_ichiran\\_jinken.html](http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_jinken.html)

ここから次のこと等が読み取れる。

- (1) 人権侵犯の件数は地域によるばらつきが大きい。
- (2) 平成18年から平成20年まで、同和問題に関する人権侵犯は横ばいであったが、平成21年以降は明らかに減少傾向にある。
- (3) 特に大阪での減少が著しい。
- (4) 一方、四国4県、京都、福岡、奈良、広島では減っていないか、増えたり減ったりを繰り返している。
- (5) 平成28年は10月までのデータしかないが、減少傾向でこのペースでいけば過去最少になる見込みである。

さて、それでは同和地区名や部落名の公開が人権侵犯事件の増減と関係があるかと言え、次のとおりである。

平成22年頃から、インターネットのグーグル検索で「部落 鳥取」「同和 大阪」「部落 滋賀」で検索すると、鳥取と大阪と滋賀の同和地区や部落の位置を示す地図が真っ先に表示されるようになったが、いずれの地域でも人権侵犯事件は減少傾向で、増えているとは認められない。

全国部落調査がインターネットで公開された平成28年についても、未だに全国部落調査はインターネットで誰でも見られる状態にあるにも関わらず、前述のとおりむしろ減少傾向である。

以上のとおり、少なくとも法務省のデータは、「同和地区名や部落名を公開すると人権侵犯事件が増える」という根拠がないことを示している。

以上